

本一(1)



## 発言通告書

令和2年11月30日

新城市議会議長様

新城市議会議員

山崎 祐一



下記のとおり発言したいから通告します。

所要時間	分	受付	/ / 月 日	午前/午後	時 分
発言の種類	一般質問・本会議質疑・委員会質疑・討論 (該当に○印を記入)				
発言事項(一般質問の場合は件名。質疑・討論の場合は議案番号及び議案名。)					
発言要旨(一般質問・質疑の場合はその要旨。討論の場合は反対・賛成の別。)					
第161号議案 新城市消防団条例の一部改正。 (1) 3月定例会で否決された議案を修正しての再提案だが、何が否決されたと認識し、どこをどう修正したのか。問題点の整理と修正の経緯について伺う。 (2) 否決後、消防団と協議したとの説明だが、協議した内容と、修正議案にどう活用したか、伺う。 (3) 議会で否決された理由である課題について1つ1つすべて克服し、再提案にあたっていると認識しているか。					

本-2(1)



## 発言通告書

令和2年12月 3日

新城市議会議長様

新城市議会議員 長田共永



下記のとおり発言したいから通告します。

所要時間	分	受付	12月 3日	午前8時30分
発言の種類	一般質問	本会議質疑・委員会質疑・討論	(該当に○印を記入)	
発言事項 (一般質問の場合は件名。質疑・討論の場合は議案番号及び議案名。)				
発言要旨 (一般質問・質疑の場合はその要旨。討論の場合は反対・賛成の別。)				
第165号議案 新城市しんしろ福祉社会館の設置及び管理に関する条例の一部改正 (1) しんしろ福祉社会館における老人デイサービス事業を終了する理由を伺う。 (2) 事業終了に伴い影響を受ける利用者数と、利用者の方への今後の対応を伺う。				

本-3(1)



## 発言通告書

令和 2年12月 3日

新城市議会議長 様

新城市議会議員 丸山 隆弘 

下記のとおり発言したいから通告します。

所要時間	分	受付	12月3日	午前／午後 9時59分		
発言の種類	一般質問・本会議質疑・委員会質疑・討論	(該当に○印を記入)				
発言事項（一般質問の場合は件名。質疑・討論の場合は議案番号及び議案名。）						
発言要旨（一般質問・質疑の場合はその要旨。討論の場合は反対・賛成の別。）						

### 第161号議案 新城市消防団条例の一部改正

本年3月定例会で、「根拠ある条例定員数、時間をかけて慎重に消防団総合計画案を見直すこと」などと佐宗議員が反対討論。結果は反対多数により議案が否決となった。本議案が今回再提出されるにあたり、この間の見直し経過と改善内容は。



## 発言通告書

令和 2年 12月 7日

新城市議会議長様

新城市議会議員 山田辰也 

下記のとおり発言したいから通告します。

所要時間	分	受付	12月 7日	午前	午後	8時45分
発言の種類	一般質問・本会議質疑・委員会質疑・討論					(該当に○印を記入)
発言事項(一般質問の場合は件名。質疑・討論の場合は議案番号及び議案名。)						
発言要旨(一般質問・質疑の場合はその要旨。討論の場合は反対・賛成の別。)						
<b>第174号議案 財産の取得</b> 三遠南信自動車道建設工事の残土処理用地の取得について (1) 取得金額が提示されているが、その算定の根拠は。 (2) 新城インターチェンジ周辺整備事業として、隣接の元鈴木養鶏場の土地取得の際の不動産鑑定評価との乖離があるよう思うがいかがか。 (3) この残土処理用地は残土処理終了後には、元鈴木養鶏場より取得した土地と一体としての利用を計画しているのか。 (4) 重金属類の含んだ残土も含まれるとし、必要な対策をして盛土するとあるが対策方法は。 (5) 三遠南信自動車道建設工事現場より残土を搬入するルートは、すでに想定しているのか。						

本-5(11)



## 発言通告書

令和2年 12月7日

新城市議會議長様

新城市議會議員 小野田直美



下記のとおり発言したいから通告します。

所要時間	分	受付	12月7日	午前/ <input checked="" type="radio"/> 午後 9時44分
発言の種類	一般質問・ <input checked="" type="checkbox"/> 本会議質疑・委員会質疑・討論 (該当に○印を記入)			
発言事項 (一般質問の場合は件名。質疑・討論の場合は議案番号及び議案名。)				
発言要旨 (一般質問・質疑の場合はその要旨。討論の場合は反対・賛成の別。)				
第165号議案 新城市しんしろ福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正 (1) 老人デイサービス事業を除く (やめる) 理由。 (2) 老人デイサービス事業を除く (やめる) ことによる職員や施設への影響は。				

本-6 (1/2)



## 発言通告書

令和2年 12月 7日

新城市議会議長様

新城市議会議員

浅尾洋平



下記のとおり発言したいから通告します。

所要時間	分	受付	12月 7日	午前／午後 9時30分
発言の種類	一般質問・本会議質疑・委員会質疑・討論 (該当に○印を記入)			
発言事項(一般質問の場合は件名。質疑・討論の場合は議案番号及び議案名。) 発言要旨(一般質問・質疑の場合はその要旨。討論の場合は反対・賛成の別。)				
第161号議案 新城市消防団条例の一部改正 (1) 本議案の改正内容を伺う。 (2) 前回否決した内容との変更点を伺う。 (3) 消防団員の定数「980人」を「825人」とする主な原因とは何か伺う。				
第162号議案 新城市火災予防条例の一部改正 (1) 本議案の主な内容を伺う。 (2) 「50キロワット」から「200キロワット」に改めると書かれているが、出力の上限が「200キロワット」となる意味なのか伺う。				
第167号議案 新城市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金の設置及び管理に関する条例の制定 (1) 本議案の主な内容を伺う。 (2) 本条例案が対象の影響額と影響数を伺う。				
第168号議案 新城市公共下水道事業分担金に関する条例及び新城市農業集落排水事業分担金に関する条例の一部改正 (1) 本議案の主な内容を伺う。 (2) 本条例案が対象の影響額と影響数を伺う。				

# 本 - 6 (2/2)

## 第174号議案 財産の取得

- (1) 本議案の主な内容を伺う。
- (2) 1平米あたりの単価を伺う。
- (3) 残土処理用地として処理場候補地と条件について伺う。
- (4) 残土処理場確保の必要性と周辺への影響について伺う。



## 発言通告書

令和2年12月 7日

新城市議會議長様

新城市議會議員

滝川健司



下記のとおり発言したいから通告します。

所要時間	分	受付	12月7日	午前	午後 9時从2分
発言の種類	一般質問・ <b>本会議質疑</b> ・委員会質疑・討論 (該当に○印を記入)				
発言事項 (一般質問の場合は件名。質疑・討論の場合は議案番号及び議案名。)					
発言要旨 (一般質問・質疑の場合はその要旨。討論の場合は反対・賛成の別。)					
<b>第164号議案 新城市債権管理条例の制定</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 条例制定に至る背景と経緯について。</li> <li>(2) これまでの債権への対応の問題点と、条例制定による改善点は。</li> <li>(3) すでに全国多くの自治体において債権管理条例が制定されているが、制定の成果等の検証はどのように条例に反映されているか。</li> <li>(4) 目的に、市民負担の公平性の確保とあるが、不納欠損が生じる状況でどのレベルの公平性を考えているのか。</li> <li>(5) 強制徴収債権と非強制徴収債権の強制執行・滞納処分や時効の違いをどのように適切公平に処理するのか。</li> <li>(6) 広域で運営している事業における債権の取り扱いについて、他市町村との整合性は。</li> <li>(7) 新城市債権管理条例に示された、10具体的な取り組み(1)～(5)を着実に行う組織体制・人員配置等は。</li> </ul>					
<b>第165号議案 新城市しんしろ福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 老人デイサービス事業の廃止に至る背景と経緯について。</li> <li>(2) 利用者数や延通所人数等の実態と民間類似事業所の状況は。</li> <li>(3) 指定管理者である新城市社会福祉協議会の組織体制への影響は。</li> <li>(4) しんしろ福祉会館老人デイサービス部門の職員の待遇は。</li> <li>(5) しんしろ福祉会館老人デイサービススペースの利活用は。</li> <li>(6) 他の市有施設で行っているデイサービスとの整合性と地域バランスは。</li> </ul>					

## 本-7 (2/2)

### 第167号議案 新城市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金の設置及び管理に関する条例の制定

- (1) この条例制定に至る背景と経緯について。
- (2) 新城市新型コロナウイルス感染症対策基金の設置及び管理に関する条例がすでに制定されているが、利子補給に特化した基金を設置した事由は。
- (3) 条例の失効を令和5年3月31日限りとした事由は。
- (4) 中小企業者の当該融資の利用状況は。
- (5) 基金財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のみか。